



Japan agency of Maritime Education
and Training for Seafarers

海技者のフロン類取扱技術者講習

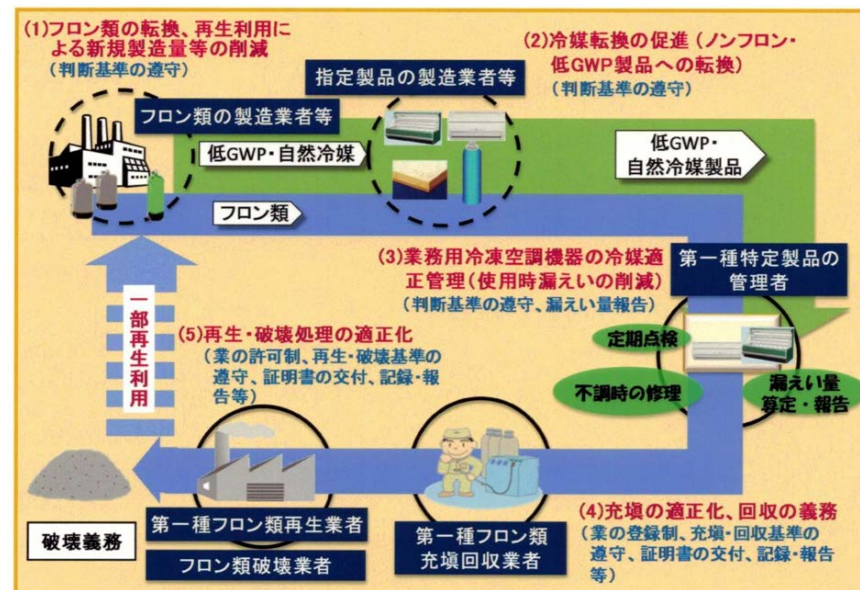
～ 改正フロン排出抑制法に対応 ～

独立行政法人 海技教育機構
教育研究課 松崎 範行



1. はじめに

- 平成27年4月改正フロン排出抑制法の施行
- 業務用冷凍冷蔵空調機器への冷媒の充填や整備、定期点検、漏洩予防保全、機器廃棄時の冷媒回収の実施については、同法で言う「十分な知見を有する者」でなければ実施できなくなった。



1. はじめに

- 海技士(機関)の資格と実務(乗船)履歴がある船員であっても、「十分な知見を有する者」の要件のうち法令や最新のフロン類に関する情報等に関する一部の要件を満たさないため、海技士資格のみでは「十分な知見を有する者」とは認められていない。
- 従来どおりに船内での冷媒の充填や機器の点検、整備等行うためには、環境省・経済産業省により認証された研修コースを5年ごとに受講して、「十分な知見を有する者」としての技術者証を受有しておく必要がある。



1. はじめに

- JMETS海技教育機構において、海技免状取得者を対象として、環境省・経済産業省の認証を受けた「海技者のフロン類取扱講習」を開講する。



2. JMETSでの講習概要

【通信教育】

- フロン類に関する最新の情報や法令を中心に通信教育用テキストで学習
- CD-ROMによるパソコンを使った修了試験*¹に合格すれば、JMETSより技術者証を発行。

* 1 パソコン、CDドライブ等は、受講者が用意。



2. JMETSでの講習概要

【座学講習】

- 通信教育と同じテキストによる講義。
- 修了試験に合格すれば、技術者証を発行。



3. 講習の実施、受講料、開催案内等

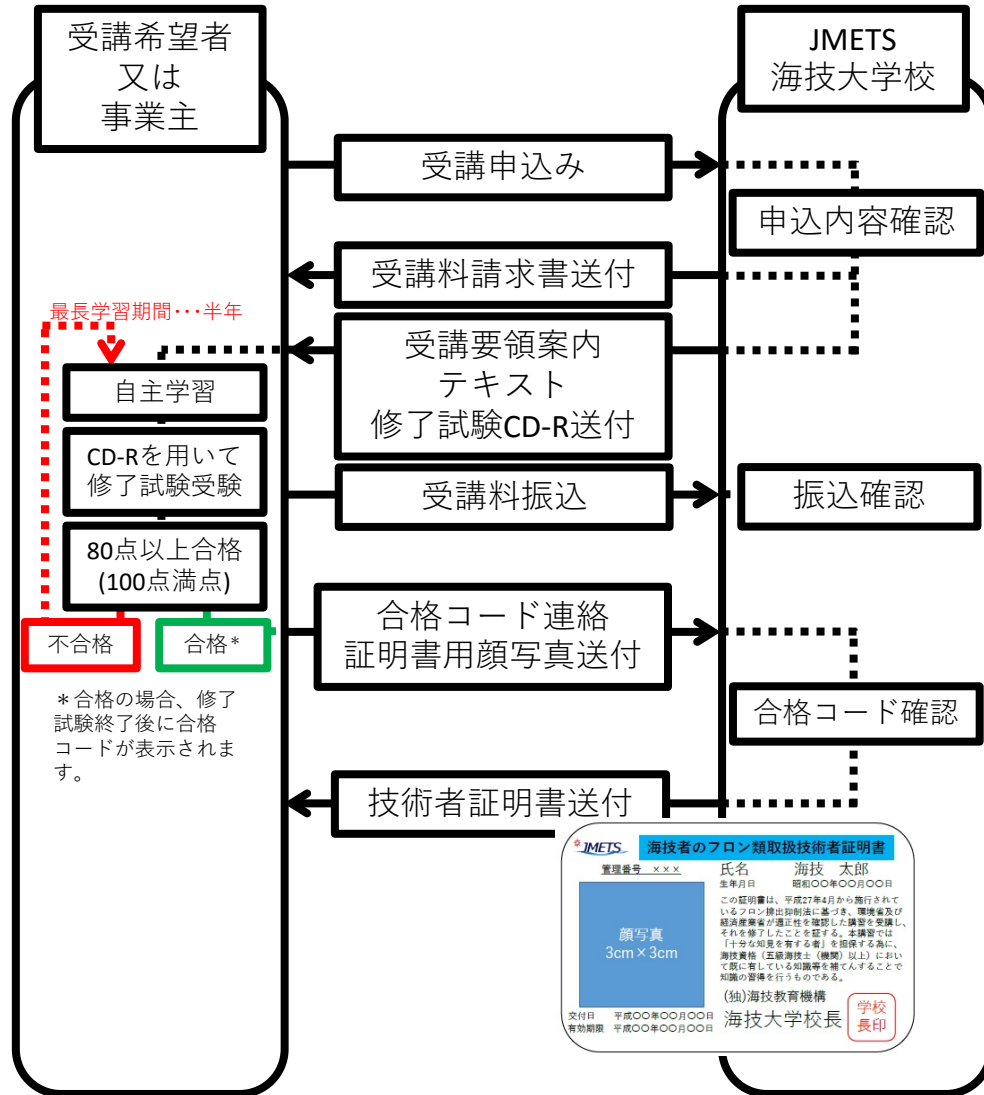
①実施場所及び受講期間

【通信教育】

- 受講期間:教材発送後、半年以内(期間内に合格しない場合、受講資格を喪失)。
- 実施場所:郵便の送受が可能な日本国内(乗船中の船員等は、法人事業所等を連絡先とし、船内での学習及び受験も可)。



海技者のためのフロン類技術者講習手続き要領



3. 講習の実施、受講料、開催案内等

①実施場所及び受講期間

【座学講習*2】

- 受講期間: 1日
- 実施場所: 兵庫県芦屋市西蔵町12-24 海技大学校
又は、JMETSの指定する場所

*2 最小催行人数に満たない場合は、開講しないことがあります。



3. 講習の実施、受講料、開催案内等

- ②受講資格：五級海技士（機関に限る）以上の海技資格を有する者
- ③受講料：9,800円（税込）
- ④開催案内：準備が整い次第、当機構HPにてご案内致します。（10月上旬頃ご案内予定）





Japan agency of Maritime Education
and Training for Seafarers

ご清聴ありがとうございました。

お問い合わせ：JMETS教育研究課

045-2 1 1 - 7 3 1 3

